

大阪南医療センター附属大阪南看護学校履修規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構大阪南医療センター附属大阪南看護学校学則第17条および第18条の規定に基づき、教育課程の履修に関する必要な事項を定める。

(授業科目)

第2条 学則第17条に規定する授業科目の年次配列は、別表1のとおりとする。

(入学前の履修単位認定)

第3条 学則第19条及び第19条第2項に規定する入学前の履修単位の認定を受けようとする者は、次の各号を入学後1週間以内に学校長に提出しなければならない。

- 一 学則第19条及び第19条第2項に当該する学校の卒業証明書(中退者は中退証明書)
 - 二 認定希望科目の履修証明書あるいは成績証明書
 - 三 認定希望科目の内容を証明するもの(シラバス等)
- 2 入学時において既に単位を修得している科目について、本人の申告により、学校長が認定することができる。
- 3 認定された科目については学生個々に通知する。
- 4 認定科目の成績記載は「既修認定」とする。
- 5 科目認定している科目で、聴講を希望する場合、聴講願を学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(授業科目の履修方法)

第4条 授業科目は、次の各項に従って履修する。

- 2 各学年の所定の時間割により履修する。
- 3 授業科目は全科目を必修とする。
- 4 授業時間は、講義および演習については15時間から30時間、実験、実習および実技については30時間から45時間とする。
- 5 講義・演習・実技において15分受講しなかった場合は1時間の欠課とし、臨地実習において20分出席しなかった場合は1時間の欠課とする。
- 6 臨地実習において、1日の実習時間数の3分の1以上の時間を実習しなかった場合は1日の欠席とみなす。
- 7 病気その他やむを得ない理由により欠課・欠席する場合は、原則、その旨を事前に届けなければならない。
- 8 病気による欠席が、連続5日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を添えて欠席届を提出する。
- 9 同条第7項のやむを得ない理由とは、天災地変による出席不能・伝染性の疾患による出校の停止等とする。
- 10 災害、交通機関の事故等における欠課・欠席について、その事実を証明する書類があるときは、欠課・欠席とみなさない。

(授業科目の先修条件)

第5条 授業科目のうち別表2に示す科目については、当該科目に先立って、指定された科目の単位を修得しなければならない。

2 別表2に示す条件が満たせていない者は、先修条件の科目の履修が終了後、履修願を提出し科目の履修を行う。

(評価)

第6条 学則第18条第1項に規定する授業科目の評価は、所定の授業が終了した科目について試験により行う。臨地実習については科目実習終了時に実習評価表により行う。

- 2 評価は筆記、口頭、レポートおよび実技のいずれかにより行う。
- 3 筆記試験は原則1試験45分、実技による評価については、その都度講師が決定する。
- 4 試験及び臨地実習の評価は、1科目100点満点とし60点以上を合格とする。
- 5 実技における評価において、到達に満たない時は、不合格とする。

(受験資格)

第7条 受験資格は当該科目の出席時数の3分の2以上を出席した者に与えられる。

- 2 履修規程第4条第7・8・9・10項がなく、または無届けで試験を受けなかった者は、当該科目の評価対象としない。従って、追試験と再試験の受験資格を認めない。
- 3 やむを得ない理由があり試験を受けなかった者は、それを証明する書類と欠席届・欠課届を提出する。

(試験の実施)

第8条 試験は、指定の席で受験する。

2 遅刻した場合は、試験開始後15分までは入室を認める。但し、試験時間の延長はしない。

3 試験開始後、原則として30分は退室を認めない。なお、退室後は、その試験時間内に再び入室することはできない。

(試験における不正行為)

第9条 受験中に不正行為をおこなった者は、当該科目の評価を不可とする。

2 不正行為をおこなった者には、学則第28条の規定に基づき懲戒処分をおこなう。

(追試験及び評価)

第10条 病気その他やむを得ない理由のため、試験を受けることができなかった者は、その科目について追試験を受けることができる。

2 追試験を受ける場合は、指定の期日までに追試験願を提出する。原則として事実を証明する書類を添付する。

3 追試験の成績は、評価得点の80%とする。

(再試験及び評価)

第11条 試験成績が不合格の者は再試験を受けることができる。

2 再試験を受ける場合は、告知文書に基づき、指定の期日までに再試験願を提出する。

3 再試験は原則として当該学年中におこなう。

4 再試験は原則として1回限りとする。

5 再試験の成績は、60点以上を合格とし、評価は可とする。

(追実習及び評価)

第12条 病気その他やむを得ない理由のため実習を欠席した場合は、評価の資格を得るために追実習を受けさせることができる。

2 追実習を受ける場合は、指定の期日までに追実習願を提出する。原則として事実を証明する書類を添付する。

3 追実習は学校が定めた実習計画に沿って行う。

4 追実習は、原則欠席した実習場所において実習を行う。

5 追実習は、原則2単位90時間(12日間)の実習を行う。

6 追実習の成績は、評価得点の80%とする。

(再実習及び評価)

第13条 実習成績が不合格の者は再実習を受けさせることができる。

2 再実習を受ける場合は、指定の期日までに再実習願を提出する。

3 再実習は学校が定めた実習計画に沿って行う。

4 再実習は、原則不合格となった実習場所において実習を行う。

5 再実習は、原則2単位90時間(12日間)の実習を行う。

6 再実習の成績は、60点以上を合格とし、評価は可とする。

(単位修得の認定)

第14条 各授業科目の単位修得の認定に必要な時間数を満たし、試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

(履修終了の認定)

第15条 当該学年終了時まで、所定の単位を修得した者については、学校運営会議の議を経て履修終了の認定を行う。

2 履修規程第5条に基づいた科目の単位を修得していない場合、原級留置又は、卒業延期とする。

(成績等の通知)

第16条 成績等は、各学年末に学生個々に通知する。

(単位不認定の再履修)

第17条 当該年度に単位を修得できなかった授業科目について、翌年度に単位を修得しようとするときは、再履修願を提出し、原則として再履修をしなければならない。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、運営会議で決定する。

(附 則)

1 この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

1 この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

1 この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

1 この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

1 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

1 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

- 1 この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
 1 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
 1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
 1 この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表1 授業科目の年次配列

授業科目	1年次	2年次	3年次	授業科目	1年次	2年次	3年次
生活科学	○			公衆衛生学Ⅱ			○
物理学	○			健康支援論		○	
情報科学Ⅰ	○			看護学概論	○		
情報科学Ⅱ	○			看護基本技術Ⅰ	○		
教育学		○		看護基本技術Ⅱ	○		
論理的思考	○			看護基本技術Ⅲ	○		
心理学	○			日常生活援助技術Ⅰ	○		
哲学	○			日常生活援助技術Ⅱ	○		
社会学	○			治療処置別援助技術Ⅰ	○		
英会話	○			治療処置別援助技術Ⅱ	○		
医学英語		○		健康段階別援助技術		○	
人間関係論	○			看護研究		○	
保健体育	○			基礎看護学実習Ⅰ	○		
解剖生理学Ⅰ	○			基礎看護学実習Ⅱ		○	
解剖生理学Ⅱ	○			成人看護学概論	○		
解剖生理学Ⅲ	○			成人看護援助論Ⅰ		○	
解剖生理学Ⅳ	○			成人看護援助論Ⅱ		○	
生化学	○			成人看護援助論Ⅲ		○	
栄養学	○			成人看護援助論Ⅳ		○	
病理学総論	○			成人看護援助Ⅴ		○	
病態生理学Ⅰ	○			成人看護演習		○	
病態生理学Ⅱ	○			老年看護学概論	○		
病態生理学Ⅲ	○			老年看護援助論Ⅰ		○	
病態生理学Ⅳ	○			老年看護援助論Ⅱ		○	
病態生理学Ⅴ	○			老年看護演習		○	
微生物学	○			小児看護学概論	○		
薬理学	○			小児看護援助論Ⅰ		○	
臨床薬理学		○		小児看護援助論Ⅱ		○	
社会福祉Ⅰ		○		小児看護演習		○	
社会福祉Ⅱ		○		母性看護学概論	○		
関係法規		○		母性看護援助論Ⅰ		○	
公衆衛生学Ⅰ			○	母性看護援助論Ⅱ		○	

授業科目	1年次	2年次	3年次	授業科目	1年次	2年次	3年次
母性看護演習		○		精神看護学実習			○
精神看護学概論		○		在宅看護概論		○	
精神看護援助論Ⅰ		○		在宅看護援助論Ⅰ		○	
精神看護援助論Ⅱ		○		在宅看護援助論Ⅱ		○	
精神看護演習		○		在宅看護演習		○	
成人看護学実習Ⅰ		○		看護管理			○
成人看護学実習Ⅱ			○	災害看護			○
成人看護学実習Ⅲ			○	医療安全を守る技術Ⅰ		○	
老年看護学実習Ⅰ		○		医療安全を守る技術Ⅱ			○
老年看護学実習Ⅱ			○	看護技術の統合			○
小児看護学実習			○	在宅看護論実習			○
母性看護学実習			○	統合看護実習			○

別表2 先修条件

対象科目名	条 件
基礎看護学実習Ⅱ	下記の科目を履修しておくこと 看護学概論 看護基本技術ⅠⅡⅢ 日常生活援助技術ⅠⅡ 基礎看護学実習Ⅰ 治療処置別援助技術ⅠⅡ
成人看護学実習ⅠⅡⅢ 老年看護学実習ⅠⅡ 小児看護学実習 母性看護学実習 精神看護学実習 在宅看護論実習 統合看護実習	下記の科目を履修しておくこと 基礎看護学実習Ⅱ